

別表 1

近江八幡市が指定する適正処理困難物

近江八幡市の廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第14条第1項により指定する適正処理困難物は、下記のとおり

- (1) 長さ、容積又は重量が著しく大きい一般廃棄物
- (2) 特定家庭用機器再商品化法で対象の廃家電品
- (3) 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品
- (4) 前各号に定めるもののほか、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあると認める一般廃棄物

品名(具体事例)	品名(具体事例)
医療器具	電気温水器・電器給湯器
ウインドサーフィン式	電動カート
ウォーターベッド	電動車椅子
臼	ドラム缶
オートバイ(原付を含む)	塗料(ペンキ等)
火薬類	流し台
管理機(小型耕運機)	農機具(プラスチック、鉄等の金属製)
草刈機	薬品(シンナー・殺虫剤・農薬・劇薬・毒薬・家庭薬品でないもの)
原動機付自転車	廃油(灯油、ガソリン、オイル等)
コピー機(家庭用を除く)	発電機
米保管保冷庫	ピアノ
サーフボード	肥料
自動車・自動車部品	肥料袋(農業用)
芝刈り機(動力式)	仏壇
瞬間湯沸し器	船(ジェットボートを含む)
消火器	プロパン(LP)ガスボンベ
スプリング(自動車・バイク)	ボイラー
洗面台	ボウリングの玉、ピン
ソーラー(太陽光)発電器	ポンプ(井戸用・水中ポンプ等)
ソーラー(太陽熱)温水器	まくら木
耐火金庫	モーター(動力用)
断熱材	物置(金属製)
チェーン(車タイヤ用)	門扉
チェーンソー(動力式)	浴槽
鉄塊(ジャッキ・ハンマーヘッド等)	リヤカー
冷風機等(フロンガス類が充填された製品)	レンジフード
炭酸シリンダー	電動キックボード
ワイヤーロープ	